

## 第4回クロスボウの所持等の在り方に関する有識者検討会

### 1 日時

令和2年11月25日（水）午後3時00分から午後4時30分まで

### 2 場所

中央合同庁舎2号館 講堂

### 3 有識者委員

江田 明弘	公益社団法人日本P T A全国協議会副会長【欠席】
奥本 一法	一般社団法人全日本クロスボウ協会会長【欠席】
木村 光江	東京都立大学大学院法学政治学研究科教授
清永 奈穂	株式会社ステップ総合研究所所長
鈴木 範夫	日本ボウガン射撃協会常任理事
高崎 玄太郎	弁護士・T&Tパートナーズ法律事務所
藤原 静雄	中央大学大学院法務研究科教授

### 4 警察庁出席者

小田部 耕治	生活安全局長
檜垣 重臣	長官官房審議官（生活安全局担当）
小堀 龍一郎	生活安全局保安課長

### 5 議事概要

#### (1) 討議（欠席の委員については事務局から意見を確認）

「クロスボウの所持等の在り方に関する報告書（案）」について、原案に必要な修正を行った上でとりまとめることとされた。有識者委員からの主な意見は以下のとおり。

#### ア クロスボウと洋弓・和弓との比較について

- クロスボウは洋弓・和弓に比べて一般的に操作が容易で習得までの期間が短いという記載は見直すべきではないか。
- クロスボウの扱いが比較的容易であるということは、これまでの検討会でも根拠が示されていると思う。
- クロスボウの操作が容易で習得までの期間が短いというのは、誤りではなく、クロスボウの規制の必要性を示す事実であるから、この点の記載は残すべきである。
- 固定装置がある等のクロスボウの特徴を踏まえれば、洋弓・和弓との比較はやはり必要だと思う。
- 一般的に操作が容易であり、習得までの期間も短い等の特徴があるというのは事実

であると思う。

#### イ クロスボウの社会的有用性について

- クロスボウには、スポーツに加えて狩猟道具としての歴史もあるということだったので、そのことを記載した上で、現在の我が国では狩猟の道具としては使用されておらず、包丁のような社会的有用性もないということを明記してはどうか。

#### ウ 射撃練習の制度について

- 座学の講習を受けずに射撃練習ができるようにしてもよいのではないか。
- 射撃練習で実際にクロスボウに触る前に講習を受けることは必要だろう。
- 講習の時間がそれほど長くないのであれば、射撃練習の前に講習を受けることとしても大きな負担にはならないのではないか。
- 射撃練習をする前に座学で一定の予備知識を身に付けておくという観点から、事前に講習を受けることとした方がよいだろう。

#### エ 譲渡し（販売等）に関する規制について

- 大学の部活動では、監督が生徒に代理してクロスボウを海外から輸入している実態があるので、それが難しくなるのではないかと懸念がある。
- 技術的な細かいことについては、法律の下位法令を策定していく際に、実務の意見を聞くのがよいだろう。

#### オ 報告書の締めくくり方について

- 報告書の最後の部分では、クロスボウの犯罪への悪用や危害の発生の防止という本検討会の目標に加えて、クロスボウの健全な利用といったようなことにも言及してはどうか。

#### カ その他

- クロスボウを使用した事件が相次いで起こったことを受け、安全指導や情報発信のみによるコントロールの限界を感じた。今後、クロスボウの規制がよい形で機能し、一件の事件・事故もなくクロスボウ競技が発展し、また、クロスボウが有効利用されていくことを祈っている。
- クロスボウの規制は犯罪を防ぐためにはやむを得ないことであると思っている。今後はクロスボウ競技の健全な発展を進めていきたい。
- クロスボウを使う人が安全に使えるような、そして使わない人も安心していられる

ような方向に向かっていくことを期待している。

- クロスボウが使用された事件が発生したことで、クロスボウに対する社会の関心は高まっている。できる限り早く法改正がなされることを願っている。
- クロスボウの競技者の方などにも検討会に参加いただき、詳細な使用実態を踏まえてバランスのよい議論をすることができた。この検討会の結果を踏まえて、できる限り早く、法改正を含めた新たな規制が設けられることを期待している。
- 新たな規制を加える際には全体としてのバランスをとる必要があり、そのためにも様々な立場の方々から意見を聞くことができてよかった。本検討会の結果をもとに、よりよい環境が整えられていくことを願っている。

(2) **生活安全局長挨拶**

小田部生活安全局長から、閉会の挨拶があった。